

令和 6 年 6 月 18 日現在

機関番号：34416

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2023

課題番号：19K13516

研究課題名（和文）国際裁判管轄に対する人権規範の影響

研究課題名（英文）The Influence of Human Rights on International Jurisdiction

研究代表者

中村 知里（Nakamura, Chisato）

関西大学・法学部・准教授

研究者番号：30807475

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、国際裁判管轄に対する人権規範の影響を明らかにするものである。我が国においてはすでに国際裁判管轄に関する規定が立法化されているが、事案の具体的な状況に応じて訴え却下を認める規定が置かれていることや、緊急管轄の余地も否定されていないこと等から、なお解釈には不明確な点も多い。本研究では、人権規範の影響という観点から、我が国における国際裁判管轄の解釈の明確化・精緻化を図るとともに、国際裁判管轄の意義の再考を目指した。これらの成果は、複数の論文や研究会での報告により公表している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国際裁判管轄に対して人権規範が及ぼす影響を明らかにすることは、現在の国際裁判管轄規定の解釈の明確化に資するとともに、従来あまり検討されてこなかった観点から国際裁判管轄を我が国に認めることの意義を再考する契機になり、学術的意義を有するものである。

また、国際私法に対する人権の意義は、「ビジネスと人権に関する指導原則」にも関連して、研究開始当初以上に社会的重要性が高まっており、人権侵害からの救済のための国際裁判管轄について活発な議論がなされている。本研究も、複数の視点からこの議論に寄与するものであり、社会的意義を有すると考える。

研究成果の概要（英文）：This study examines the impact of human rights on international jurisdiction. In Japan, the provisions on international jurisdiction were already introduced into the Code of Civil Procedure. However, the dismissal due to special circumstances (Article 3-9 CCP), the possibility of the forum of necessity, etc., leads to uncertainty in interpretation. This study aimed to clarify and elaborate the interpretation of international jurisdiction in Japan and to reconsider the significance of international jurisdiction from the perspective of the impact of human rights. The results were published in several papers and presented in research meetings.

研究分野：国際私法

キーワード：国際裁判管轄 人権 人格権 国際私法 準拠法

1. 研究開始当初の背景

涉外性を有する事件が裁判所において問題となる場合、まず検討されなければならないのは国際裁判管轄である。訴訟が提起された国において国際裁判管轄を認めるべきか否かは、原則として、当該事案と法廷地とに十分な関連性が認められるか否かという観点から判断される。我が国においては民事訴訟法3条の2以下に国際裁判管轄の規定が置かれているが、例えば、不法行為事件の国際裁判管轄については、我が国に不法行為地がある場合に管轄が認められている(民訴法3条の3第8号)。この主たる趣旨は、我が国に不法行為地が存在する場合、我が国と当該事案との間に十分な関連性が認められ、証拠の多くが我が国に存在しうるため、審理の適切性及び便宜性が確保される点にある。このように、国際裁判管轄を自国に認めるか否かという観点は、一般に、あくまでも手続的観点、場所的に適正な裁判所であるか否かという観点から検討されてきた。

しかしながら、このような国際裁判管轄に対して、上述のような観点に限らず、人権規範も影響を及ぼし得ることが、特に諸外国での議論において見出されつつあった。国際裁判管轄と人権規範の関係としては、裁判を受ける権利との関係がまず想起されるが、ここで問題となるのはそれだけではなく、より一般的に、国際裁判管轄を肯定することが人権規範に抵触する場合や、人権規範に基づく価値判断が国際裁判管轄を肯定する方向に影響する場合があるのではないかと、ということである。研究開始当初は、とりわけ表現の自由と人格権侵害の関係について、EUにおいて議論がなされていたが、我が国においてはなお十分に検討されていなかった。

2. 研究の目的

本研究は、国際裁判管轄に対する人権規範の影響を明らかにすることを目的としている。我が国においてはすでに国際裁判管轄に関する規定が立法化されているが、事案の具体的な状況に応じて訴え却下を認める規定が置かれていること(民訴法3条の9)もあり、個々の管轄原因は相当に広く、全体として解釈の幅のあるものとなっている。また、規定こそ置かれていないが、緊急管轄の余地も否定されていない。このような状況の下、従来十分に検討されてこなかった人権規範による国際裁判管轄の制約や拡張の要請が明らかとなれば、我が国における国際裁判管轄の解釈を、より明確化・精緻化することにも資すると考えた。

また、本研究を通じて、人権保障の観点においても国際裁判管轄が果たすべき役割があるのではないかと、すなわち国際裁判管轄の意義自体を再考することも、最終的な目的としている。

3. 研究の方法

本研究においては、当事者間で人権の抵触が明確に存在し、国際裁判管轄の解釈に対する影響が他の事案類型と比較しやすいと考えられる人格権侵害(名誉権やプライバシー権等の侵害)を出発点としつつ、人権にかかわる個別的な国際裁判管轄の問題(子の連れ去りと子の監護に関する処分の審判事件、発信者情報開示請求訴訟や人権侵害事案の国際裁判管轄等)を取り上げることにより、総論的に人権規範が国際裁判管轄に及ぼす影響を比較分析できるようにした。

具体的に、これらの検討は、まず、我が国の裁判例や学説の分析により行い、さらに比較対象として、EU及びドイツ、フランス等における関連する裁判例・学説について調査分析を行う手法によった。EU内においては国際裁判管轄について統一がなされているため(ブリュッセルIa規則)我が国とは状況が異なるが、国際裁判管轄規定自体は我が国と類似している点も多く、比較対象として有益なものとなる。

また、国際裁判管轄に対する人権規範の意義は、狭義の国際私法と有機的に関連させてこそ明らかになる。そこで、国際裁判管轄が肯定された場合に、具体的に準拠法としていかなる法が指定されるのかについても、あわせて検討を行った。

4. 研究成果

(1) 人格権侵害における国際裁判管轄に関する検討

名誉毀損やプライバシー権侵害においては、人格権と表現の自由の抵触が見られ、これらの人権の抵触に対してどのようにバランスをとり、いかなる価値判断を行うかは国により相当に異なっている。このことは準拠法選択に関するEUの議論からも明らかとなった。

人格権侵害の国際裁判管轄につき、EU及びドイツにおける議論においては、管轄の判断においても表現の自由に対する過度の制限や萎縮効果を及ぼすべきでないという視点が存在していた。すなわち、人格権侵害訴訟について管轄を広く肯定することが、表現の自由に対する制約になり得るといふ問題意識があり得る。また、インターネット上に掲載した記事等の削除を求める訴訟において、ある国における判断が世界中での閲覧を不可能とし、他者の情報へアクセスする権利にも影響を及ぼすとすれば、それには問題があるとの指摘が見られた。

また、比較法上の分析対象として、万国国際法学会の決議も参照した。そこでは、権利侵害を権利の抵触についていかなるバランスを採るかが法体系ごとに異なるという、上述の問題意識

にも留意しつつ、国際裁判管轄、準拠法及び外国判決の承認に関するルールの提案がなされている。国際裁判管轄については4つの管轄原因が定められており、最も大きな侵害結果が生じた国や被害者の本拠地国にも国際裁判管轄が認められ得るが、加害者がその国におけるアクセスを妨げる措置を採っていたなど、それらの国において管轄が否定されるべき場合についても詳細に規定されていた。また、当該決議には、原則として法廷地法を適用するという抵触規則も含まれており、国際裁判管轄と準拠法選択を相互に関連させた当事者間の利益衡量の重要性が示されていた。

以上のような比較法的分析により明らかになった国際裁判管轄の考慮要素を前提としつつ、名誉毀損やプライバシー権侵害の国際裁判管轄が争われたわが国の一連の裁判例（東京地判平成25年10月21日、東京地判平成28年6月30日など）についても分析を行った。一連の裁判例は、インターネット上に掲載された記事がわが国において閲覧可能であるとしても、そのみではわが国に国際裁判管轄を認めず、加害者が記事を内国へと向けていない場合には管轄が否定される傾向を示していると考えられる。表現の自由に対する言及はなされていないが、わが国における閲覧可能性のみで管轄を認めないことは、表現の自由に対する萎縮効果を生じさせない上で重要であると考えられる。

以上の研究成果については、比較法的分析と我が国民訴法に関する検討の双方につき、論文として公表している（「インターネット上での人格権侵害の国際裁判管轄に関する多面的分析(4)～(6・完)EU及びドイツの議論の検討」(法学論叢185巻3号、5号、186巻1号)及び「インターネット上での人格権侵害の国際裁判管轄」(国際私法年報21号)）。

(2) 人格権侵害の準拠法に関する検討

国際裁判管轄と準拠法選択を相互に関連させた当事者間の利益衡量が重要であることは、上述の研究成果からも明らかとなった。そこで、抵触規則の統一に向けた議論がなされているEUを主な分析対象として、人格権侵害の準拠法に関する検討を行い、「人格権侵害の準拠法に関する一考察：ローマII制後のEUにおける議論に着目して」(関西大学法学論集71巻5号)においてその成果を公表した。

この検討においては、EUにおける人格権侵害の国際裁判管轄に関する議論の進展により人格権侵害の準拠法に関する議論にも変化が生じていることや、各構成国の法的伝統の多様性が抵触規則にも反映されており、いかなる国に国際裁判管轄が認められるかが結論にも大きな影響を及ぼすことが明らかになった。

また、このような比較法上の分析を踏まえ、我が国における人格権侵害の準拠法についても検討を進めた。我が国の裁判所に国際裁判管轄が認められた場合には我が国の抵触規則に基づき準拠法が決定されるところ、とりわけ通則法22条(ダブルアクションナビリティールール)が存在することにより、我が国における表現の自由と人格権との間のバランスに関する価値判断が常に貫徹されることになる点は重要であると考えられる。これらの検討から、準拠法選択に関する分析が、国際裁判管轄が肯定されることの意義を広く把握する上で重要となることがより明確になった。

(3) その他の人権規範が国際裁判管轄に影響を及ぼし得る事案類型

人格権侵害以外にも、人権規範が国際裁判管轄に影響を及ぼし得ると考えられる事案類型について、個別的に、判例学説の分析・検討を行った。主な成果は以下の通りである。

第1に、子の連れ去りとの関係で、子の監護に関する処分の審判事件の国際裁判管轄について検討した。子の連れ去りについてはハーグ条約が存在するが、締約国間での連れ去りでない場合など、なお従前と同様の問題状況が生じうる。連れ去り先を含め、子が現存する場所で審理を行うことは、子の生活状況等の把握や迅速な問題の解決という点において意義を有し得ると指摘される一方、子の連れ去りを考慮することなく管轄を肯定することは、子の連れ去りを誘発すると批判される。子の常居所地国への迅速な返還がハーグ条約の目的の一つであり、子の人権の実現に役立つものと考えられていることを考慮しつつ、上述の双方の観点から、子の住所地管轄の解釈を検討する必要がある。また、この解釈は、子が日本から連れ去られた際に、連れ去り先の国の判決を承認すべきか否かといった問題(間接管轄)にも影響するため、外国判決の承認執行をも意識した検討が重要となる。

第2に、発信者情報開示請求訴訟の国際裁判管轄について検討した。発信者情報開示は、プロバイダ等の表現の自由や通信の秘密にかかわるものである一方、これが認められない場合、被害者は加害者を知ることができず、被害者の救済が困難になる。外国のプロバイダ等に対する訴訟においては民訴法3条の3第5号が主に問題となるが、プロバイダ等の日本との業務関連性に基づき管轄を認めることが困難な例もあり得る。本案において被害者の裁判を受ける権利を保障するという観点から、発信者情報開示訴訟の国際裁判管轄に影響を及ぼし得ると考えられる。

第3に、北朝鮮帰国事業をめぐる不法行為に基づく損害賠償請求について、国際裁判管轄が問題となった事例(東京高判令和5・10・30)について検討を行った。これは、国家による人権侵害を対象とした不法行為を問題とするものであり、国際裁判管轄と人権との関係において、重要な意義を持つものと考えられる。この事案においては、不法行為地管轄について判断するうえで不法行為の一体性をどのように捉えるかが被害者の救済の可否に影響し得ることに加え、被害者の人権保障、裁判を受ける権利の保障の観点において、緊急管轄が重要な意義を持ち得る。学

説上、人権侵害に関連する訴訟であることが、緊急管轄を緩やかに認める方向にはたらくとの見解も示されていることから、緊急管轄がいかなる場合に認められるかの検討が、人権が国際裁判管轄に与える影響の点においても重要となる。

以上の各分析は、個別問題において人権規範が国際裁判管轄に与える影響を具体化するのに資するものであり、その成果は複数の判例評釈等を通じて公表している。

(4) まとめ

以上の通り、人権と国際裁判管轄がかかわる論点について個別的に検討を加え、多面的に人権規範が国際裁判管轄に与える影響を分析し、その成果を適宜論文や研究会での報告等により公表することができた。なお、以上を踏まえた総論的検討についてはなお公表に至っていない部分もあるが、今後、学会や研究会での報告を通じて公表していくことを予定している。

また、付随的に、研究期間を通じて得た研究成果は、学生向けの書籍等の執筆にも反映させることができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計17件（うち査読付論文 5件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 中村知里	4. 巻 -
2. 論文標題 特別の事情が存在しないことのみをもって著作権侵害訴訟の国際裁判管轄を肯定した事例	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 有斐閣Onlineロージャーナル	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中村知里	4. 巻 -
2. 論文標題 中国で労務を提供する者と日本企業との間の労働契約の準拠法と地域的条件を含む実質法規	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 有斐閣Onlineロージャーナル	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中村知里	4. 巻 -
2. 論文標題 継続的不法行為の一体性と不法行為地管轄	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 有斐閣Onlineロージャーナル	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中村知里	4. 巻 -
2. 論文標題 発信者情報開示請求の国際裁判管轄及び準拠法 - 東京地判令和3・11・12	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 有斐閣Onlineロージャーナル	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中村知里	4. 巻 66
2. 論文標題 監護者指定申立事件及び引渡し申立事件係属中の子の外国への連れ去りと国際裁判管轄	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 138-141
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Chisato Nakamura	4. 巻 65
2. 論文標題 Failure of Service of Judgment Documents and Public Policy Control at The Stage of Recognition and Enforcement of Foreign Judgments	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Japanese Yearbook of International Law	6. 最初と最後の頁 336-347
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中村知里	4. 巻 1560
2. 論文標題 家族の国際的移動と不貞行為に基づく損害賠償請求 (特集 国境を越える不法行為と実務上の課題)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 33-38
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中村知里	4. 巻 1560
2. 論文標題 涉外判例研究 (Number 694) 不法行為に基づく損害賠償債務の不存在確認訴訟における国際裁判管轄と国際訴訟競合 [知財高裁平成29.12.25判決]	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 128-131
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中村 知里	4. 巻 71
2. 論文標題 人格権侵害の準拠法に関する一考察：ローマII規則制定後のEUにおける議論に着目して	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 關西大學法學論集	6. 最初と最後の頁 1349-1393
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.32286/00026188	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 中村知里	4. 巻 256
2. 論文標題 間接管轄(2)－専属管轄	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際私法判例百選(第3版)(別冊ジュリスト)	6. 最初と最後の頁 188-189
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中村知里	4. 巻 1557
2. 論文標題 不法行為の結果発生地が複数ある場合の準拠法決定	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 令和2年度重要判例解説(ジュリスト臨時増刊)	6. 最初と最後の頁 250-251
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中村知里	4. 巻 185巻3号
2. 論文標題 インターネット上での人格権侵害の国際裁判管轄に関する多面的分析(4)EU及びドイツの議論の検討	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 32～52
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中村知里	4. 巻 185巻5号
2. 論文標題 インターネット上での人格権侵害の国際裁判管轄に関する多面的分析(5)EU及びドイツの議論の検討	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 91～110
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中村知里	4. 巻 186巻1号
2. 論文標題 インターネット上での人格権侵害の国際裁判管轄に関する多面的分析(6・完)EU及びドイツの議論の検討	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 41～62
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中村知里	4. 巻 1530号
2. 論文標題 涉外判例研究(Number 670)判決国内における翻訳文の添付のない訴状の送達と外国判決承認の送達要件[東京高裁平成27.9.24判決]	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 135～138
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中村知里	4. 巻 21号
2. 論文標題 インターネット上での人格権侵害の国際裁判管轄 日本法における解釈の検討を中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際私法年報	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 中村知里
2. 発表標題 外国政府機関に対する地位確認等請求及び残業代請求における裁判権免除と準拠法
3. 学会等名 涉外判例研究会
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 中村知里
2. 発表標題 遺言の実質的内容に関する準拠法と複数の準拠法を選択肢とする中国国際私法に基づく反致の成否
3. 学会等名 涉外家事事件判例研究会
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 中村知里
2. 発表標題 判決書の不送達と外国判決の承認執行における公序
3. 学会等名 第27回北陸国際関係私法研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 中村知里
2. 発表標題 母が外国人父に対し日本国籍を有する子らの監護権とその引渡しを申立てた事案について、申立を認容した事例：東京家審令和3年5月31日判タ1496号247頁
3. 学会等名 第30回北陸国際関係私法研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 中村知里
2. 発表標題 EU国際私法における人格権侵害—ローマII規則の見直しに向けた議論に焦点を当てて
3. 学会等名 関西国際私法研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 中村知里
2. 発表標題 不法行為に基づく損害賠償請求権の不存在確認訴訟における国際裁判管轄と国際訴訟競合（知財高判平成29年12月25日）
3. 学会等名 涉外判例研究会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 道垣内 正人、中西 康、竹下 啓介、中村 知里	4. 発行年 2023年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 294
3. 書名 判例百選で学ぶ国際私法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関